

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成30年12月25日(火)

担 当	東京労働局職業安定部職業対策課
	課長 永野 靖
	課長補佐 山本 貴彦
	地方障害者雇用担当官 薄井 明美
	地方障害者雇用担当官 松本 利美子
	電話 03-3512-1664(ダイヤル) FAX 03-3512-1566

## 平成30年の障害者任免状況通報書等の集計結果【暫定版】

東京労働局（局長 前田芳延）では、今般、東京都内で障害者の雇用義務のある公的機関などにおける、平成30年の「障害者任免状況通報書等」の集計結果（暫定版）を取りまとめましたので公表します。なお、特別区の状況については、現在再集計を行っているため、後日、確定版として公表します。

### 集計結果のポイント

≪公的機関≫ [法定雇用率2.5%、東京都教育委員会は同2.4%]（ ）は前年の値

- ・ 東京都の機関：雇用障害者数1,097.5人(1,055.5人)、実雇用率2.83%(2.74%)
- ・ 市町村の機関：雇用障害者数689.5人(662.5人)、実雇用率2.27%(2.16%)
- ・ 東京都教育委員会：雇用障害者数929.5人(960.5人)、実雇用率2.13%(2.21%)

≪独立行政法人等≫ [同2.5%]（ ）は前年の値

- ・ 雇用障害者数4,433.0人(4,178.0人)、実雇用率2.58%(2.44%)

※障害者雇用促進法では、地方自治体の任命権者及び独立行政法人等に対し、常時勤務・雇用する職員・労働者に一定割合（法定雇用率、地方公共団体・独立行政法人等の場合は2.6%（当分の間2.5%）、東京都教育委員会の場合は2.5%（当分の間は2.4%））に相当する数以上の障害者を雇うことを義務付けています。「障害者任免状況通報書等」は同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある地方自治体の任命権者及び独立行政法人等に通報・報告を求めたものです。

東京労働局、ハローワークでは、率先して障害者雇用を進める立場にある公的機関・独立行政法人等に対しては、早期に法定雇用率を達成するよう指導を徹底いたします。

# 障害者任免状況通報書等の集計結果（概要）

## 1 地方公共団体における在職状況…総括表1(1), (2), (3) [P5~6]、詳細表1, 2 [P7~11]

### (1) 東京都の機関

東京都の機関（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の数は1,097.5人、実雇用率は2.83%であった。

東京都の機関は9機関全てで達成。

### (2) 市町村の機関

市町村の機関（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の数は689.5人、実雇用率は2.27%であった。

市町村の機関は50機関中31機関が達成。

### (3) 東京都教育委員会

東京都教育委員会（法定雇用率2.4%）に在職している障害者の数は929.5人、実雇用率は2.13%であった。

## 2 独立行政法人等における雇用状況…総括表2 [P6]、詳細表3 [P12]

独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は4,433.0人、実雇用率は2.58%であった。

独立行政法人等73機関中55機関が達成。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]  
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]  
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]  
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]  
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ ( ) 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [ ] 内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

② 平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

## 平成 30 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況（目次）

### 〈総括表〉

<b>1 地方公共団体における在職状況</b>	
(1) 東京都の機関	5
(2) 区市町村の機関	5
(3) 東京都教育委員会	6
<b>2 独立行政法人等における雇用状況</b>	6

### 〈詳細表〉

<b>1 地方公共団体における障害者の在職状況</b>	
(1) 法定雇用率 2.5%が適用される地方公共団体	
①概況	7
②障害種別在職状況	8
(2) 法定雇用率 2.4%が適用される教育委員会	9
<b>2 地方公共団体の各機関の状況</b>	
(1) 東京都の機関の状況	10
(2) 区市町村の機関の状況	10-11
<b>3 独立行政法人等における障害者の雇用状況</b>	
(1) 概況	12
(2) 地方独立行政法人等の各機関の状況	12

## 平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

### 1 地方公共団体における在職状況

#### (1) 東京都の機関(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
東京都の機関	38,820.5	1,097.5 [ 824]	2.83	0.09	100.0
	(38,523.5)	(1,055.5)	(2.74)	(0.09)	(100.0)

※ [ ]内は実人員。以下同じ。

#### (2) 区市町村の機関(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
区の機関 (特別区を除く)	1,157.0	29.0 [ 22 ]	2.51	0.17	75.0
	(1,152.5)	(27.0)	(2.34)	0.12	(75.0)
市町村の機関	30,431.5	689.5 [ 505]	2.27	0.11	62.0
	(30,625.0)	(662.5)	(2.16)	(▲0.19)	(62.0)

※市町村の機関のうち未達成であった1機関は、公表日時点で達成済み

(3) 東京都教育委員会(法定雇用率2.4%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前年比増減(P)
東京都教育委員会	43,721.0	929.5 [ 694]	2.13	▲0.08
	(43,370.5)	(960.5)	(2.21)	(0.08)

2 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
独立行政法人等	167,893.5	4,334.0 [3,367]	2.58	0.15	73.9
	(167,822.5)	(4,084.0)	(2.43)	(▲0.03)	(83.8)
地方独立行政法人等	3,648.5	99.0 [72]	2.71	0.12	100.0
	(3,635.5)	(94.0)	(2.59)	(0.16)	(100.0)
独立行政法人等の合計	171,542.0	4,433.0 [3,439]	2.58	0.14	75.3
	(171,458.0)	(4,178.0)	(2.44)	(▲0.02)	(84.7)

※独立行政法人等の機関のうち未達成であった10機関は、公表日時点で達成済み

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 2の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。  
①平成27年6月2日以降に採用された者であること  
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ( )内は、平成29年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号の法人を指す。

〈詳細表〉

1 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体

① 概況

区分	①機関数 (機関)	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	③障害者の数(人)						④実雇用率 E÷②×100 (%)	⑤実雇用率対 前年比増減 (P)	⑥不足数
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
東京都の機関	9	38,820.5	295	52	434	43	1,097.5	41.0	2.83	0.09	0.0
	(9)	(38,523.5)	(288)	(52)	(403)	(49)	(1,055.5)	(56.5)	(2.74)	(0.09)	(0.0)
区の機関 (特別区を除く)	4	1,157.0	7	0	15	0	29.0	0.0	2.51	0.17	1.0
	(4)	(1,152.5)	(8)	(0)	(11)	(0)	(27.0)	(0.0)	(2.34)	(0.12)	(1.0)
市町村の機関	50	30,431.5	195	7	282	21	689.5	41.0	2.27	0.11	82.5
	(50)	(30,625.0)	(184)	(9)	(275)	(21)	(662.5)	(27.5)	(2.16)	(▲0.19)	(67.0)
計 (特別区を除く)	63	70,409.0	497	59	731	64	1,816.0	82.0	2.58	0.10	83.5
	(63)	(70,301.0)	(480)	(61)	(689)	(70)	(1,745.0)	(84.0)	(2.48)	(▲0.03)	(68.0)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに注4に該当しない精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ( ) 内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別在職状況

区分	①障害者の数(人)	②身体障害者の数(人)						③知的障害者の数(人)						④精神障害者の数(人)				
		A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間職員	D. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 重度知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間勤務職員	C. Bのうち(注5)に該当する職員	D. 計 A+{(B-C)×0.5}+C	E. うち新規雇用分
東京都の機関	1097.5	295	363	52	41	1025.5	16.0	0	3	0	2	4.0	3.0	61	7	7	68.0	22.0
	1055.5	288	371	52	41	1019.5	56.5	0	0	0	2	1.0	0.0	32	6	-	35.0	0.0
区の機関 (特別区を除く)	29.0	7	12	0	0	26.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	3	0	0	3.0	0.0
	27.0	8	9	0	0	25.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	2	0	-	2.0	0.0
市町村の機関	689.5	195	244	7	17	649.5	34.0	0	5	0	2	6.0	2.0	29	6	4	34.0	5.0
	662.5	184	245	9	14	629.0	23.5	0	5	0	0	5.0	2.0	25	7	-	28.5	2.0
計 (特別区を除く)	1816.0	497	619	59	58	1701.0	50.0	0	8	0	4	10.0	5.0	93	13	11	105.0	27.0
	1745.0	480	625	61	55	1673.5	80.0	0	5	0	2	6.0	2.0	59	13	-	65.5	2.0

8

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のE欄及び④D欄の計である。

2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③D欄及び④B欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに注5に該当しない精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のA、B欄及び④のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のC、D欄及び④のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ④C欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

6 ②③F欄及び④E欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会

区分	①機関数 (機関)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員 数(人)	③障害者の数(人)		④実雇用率 ③÷②× 100(%)	⑤実雇用率 対前年比増 減(P)	⑥不足数
				うち新規雇用 分			
東京都教育委員会	1	43,721.0	929.5	58.0	2.13	▲0.08	119.5
	(1)	(43,370.5)	(960.5)	(89.0)	(2.21)	0.08	(0.0)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

3 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

4 ( )内は、平成29年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

## 2 地方公共団体の各機関の状況

### (1) 東京都の機関の状況(法定雇用率2.5%)

都の機関	①法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備考
1 知事部局	26,335.5	725.5	2.75	0.0	
2 議会局	155.5	5.0	3.22	0.0	
3 人事委員会	61.0	4.0	6.56	0.0	
4 監査事務局	90.0	3.0	3.33	0.0	
5 交通局	2,020.0	69.0	3.42	0.0	
6 水道局	2,853.5	84.0	2.94	0.0	
7 下水道局	1,429.0	44.5	3.11	0.0	
8 警視庁	4,818.5	121.5	2.52	0.0	
9 東京消防庁	1,057.5	41.0	3.88	0.0	
東京都の機関合計	38,820.5	1,097.5	2.83	0.0	

### (2) 区市町村の機関の状況(法定雇用率2.5%)

区の機関(特別区を除く)	①法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備考
1 特別区人事・厚生事務組合	243.0	7.0	2.88	0.0	
2 特別区競馬組合	99.5	2.0	2.01	0.0	
3 東京23区清掃一部事務組合	746.5	20.0	2.68	0.0	
4 東京都後期高齢者医療広域連合	68.0	0.0	0.00	1.0	
区の機関(特別区を除く)合計	1,157.0	29.0	2.51	1.0	

市町村の機関	①法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備考
1 八王子市	3,515.0	95.5	2.72	0.0	特例承認あり(注4)
2 立川市	1,026.0	25.0	2.44	0.0	
3 立川市教育委員会	258.5	6.0	2.32	0.0	
4 武蔵野市	1,223.0	18.0	1.47	12.0	特例承認あり(注4)
5 三鷹市	905.5	24.0	2.65	0.0	
6 三鷹市教育委員会	191.5	6.0	3.13	0.0	
7 青梅市	762.0	19.5	2.56	0.0	特例承認あり(注4)
8 青梅市立総合病院	352.0	8.0	2.27	0.0	
9 府中市	1,637.0	12.0	0.73	28.0	特例承認あり(注4)
10 昭島市	812.5	15.5	1.91	4.5	特例承認あり(注4)
11 調布市	1,212.5	28.5	2.35	1.5	特例承認あり(注4)
12 町田市	3,030.0	72.5	2.39	2.5	特例承認あり(注4)
13 小金井市	923.0	29.0	3.14	0.0	特例承認あり(注4)
14 小平市	942.5	23.0	2.44	0.0	
15 小平市教育委員会	259.5	6.0	2.31	0.0	
16 日野市	788.0	15.0	1.90	4.0	
17 日野市教育委員会	192.5	7.0	3.64	0.0	
18 日野市立病院	159.0	0.0	0.00	3.0	
19 東村山市	731.5	18.5	2.53	0.0	
20 東村山市教育委員会	175.5	6.0	3.42	0.0	
21 国分寺市	746.5	19.0	2.55	0.0	
22 国分寺市教育委員会	208.5	6.0	2.88	0.0	
23 国立市	865.5	12.5	1.44	8.5	特例承認あり(注4)
24 福生市	451.0	7.0	1.55	4.0	特例承認あり(注4)
25 狛江市	630.5	14.0	2.22	1.0	特例承認あり(注4)
26 東大和市	475.0	9.0	1.89	2.0	特例承認あり(注4)
27 清瀬市	708.0	17.0	2.40	0.0	特例承認あり(注4)
28 東久留米市	732.5	20.5	2.80	0.0	特例承認あり(注4)
29 武蔵村山市	366.0	9.0	2.46	0.0	特例承認あり(注4)

市町村の機関	①法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備考
30 多摩市	812.0	22.0	2.71	0.0	
31 多摩市教育委員会	234.5	6.0	2.56	0.0	
32 稲城市	675.0	17.0	2.52	0.0	特例承認あり(注4)
33 羽村市	311.0	8.0	2.57	0.0	
34 羽村市教育委員会	46.0	2.0	4.35	0.0	
35 あきる野市	553.0	13.0	2.35	0.0	特例承認あり(注4)
36 西東京市	1,395.5	36.5	2.62	0.0	特例承認あり(注4)
37 瑞穂町	216.0	4.0	1.85	1.0	
38 日の出町	180.5	5.0	2.77	0.0	
39 檜原村	63.0	1.0	1.59	0.0	
40 奥多摩町	79.0	1.5	1.90	0.0	
41 大島町	141.0	3.0	2.13	0.0	
42 新島村	142.0	2.0	1.41	1.0	
43 神津島村	103.5	2.0	1.93	0.0	
44 三宅村	90.0	1.0	1.11	1.0	
45 八丈町	191.0	2.0	1.05	2.0	
46 小笠原村	121.0	2.0	1.65	1.0	
47 福生病院組合	181.0	3.0	1.66	1.0	(注5)
48 阿伎留病院企業団	175.0	3.5	2.00	0.5	
49 昭和病院企業団	393.0	5.0	1.27	4.0	
50 東京市町村総合事務組合	48.0	1.0	2.08	0.0	
市町村の機関の合計	30,431.5	689.5	2.27	82.5	

注1 ①欄の「法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(上記「また書き」に該当する者を除く。)については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 (注4)の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

#### 特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	
八王子市	八王子市教育委員会	
武蔵野市	武蔵野市教育委員会	武蔵野市水道部
青梅市	青梅市教育委員会	
府中市	府中市教育委員会	
昭島市	昭島市教育委員会	
調布市	調布市教育委員会	
町田市	町田市教育委員会	町田市民病院
小金井市	小金井市教育委員会	
国立市	国立市教育委員会	
福生市	福生市教育委員会	
狛江市	狛江市教育委員会	
東大和市	東大和市教育委員会	
清瀬市	清瀬市教育委員会	
東久留米市	東久留米市教育委員会	
武蔵村山市	武蔵村山市教育委員会	
稲城市	稲城市教育委員会	稲城市立病院
あきる野市	あきる野市教育委員会	
西東京市	西東京市教育委員会	

5 福生病院組合においては12月1日現在において、障害者の数4.0人、実雇用率2.27%、不足数0.0人となっている。

6 一覧表にない機関においては、法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数が40.0人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に基づく障害者の採用義務が発生していないため、省略した。

### 3 独立行政法人等における障害者の雇用状況

#### (1)概況

区分	①企業数 (社)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数(人)	③障害者の数(人)						④実雇用率 $E \div ② \times 100$ (%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規 雇用分		
独立行政法人等 〔2.5%〕	73 (72)	171,542.0 (171,458.0)	1,046 (1,016)	78 (78)	2,211 (2,005)	104 (126)	4,433.0 (4,178.0)	742.0 (579.0)	2.58 (2.44)	0.14 (▲0.02)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントされる。
- 3 ③A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
①平成27年6月2日以降に採用された者であること。  
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### (2)地方独立行政法人等の各機関の状況

法人名	①法定雇用障害数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備考
1 東京都健康長寿医療センター	882.5	22.0	2.49	0.0	
2 東京都立産業技術研究センター	374.5	9.0	2.40	0.0	
3 首都大学東京	1,063.5	28.0	2.63	0.0	
4 東京都住宅供給公社	1,328.0	40.0	3.01	0.0	
地方独立行政法人等の合計	3,648.5	99.0	2.71	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人分を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人としてカウントしている。  
①平成27年6月2日以降に採用された者であること  
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0になることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 区市町村土地開発公社については法定雇用障害数の算定の基礎となる労働者数がいずれも40.0人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生しないため、省略した。